**【建築物】**

**景観形成基準適合チェックシート（市街地区域）**

　景観上、配慮の必要な内容を「チェック内容」としています。チェック内容ごとに該当するかを確認し、該当する場合は、左側の□に✓を付けてください。「適・不適」は担当職員の記入欄ですので、記入不要です。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | | | **申請者記入欄** | | 適  ・  不適 |
| チェック内容  （それぞれについて該当する場合は左側の□に✓をつけてください。） | |
| 高さ  ・  位置 | ◆ | **周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。** | | □ | まちなみの連続性に配慮し、周囲から突出した高さとならないように、次のいずれかのとおり配慮している。  ・隣接する建物と高さを揃える。  ・通りの建物の高さが段階的に変化するようにする。 |  |
| □ | 周辺と比べて高くなる場合は、次のいずれかのとおり配慮している。  　・高層部をセットバックさせる。  ・低層部の高さや形態・意匠（壁面デザインの分節化）を隣接する建物と調和させる。 |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 形態  ・  意匠  素材  色彩 | ◆ | **周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする。** | | □ | 外壁や屋根等の形態・意匠、色彩のイメージを周辺の建物に合わせるなど、周辺の景観との調和を図っている。 |  |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 遠くから目に付きやすい建築物の中高層や屋根面は、彩度を抑えた落着きのある色彩としている。 |  |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 建築物または敷地の緑化 | **◆** | **公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所は、できる限り緑化（敷地内に少しでも多く花やみどりを植栽すること）に努める。** | | □ | 敷地の接道部や河川沿いに接する部分について、既存の緑の保存・活用、植栽を行うなど、緑化に努めている。 |  |
| □ | 隣地境界部の緑化に努めている。 |
| □ | 屋上、ベランダ・バルコニー等の緑化に努めている。 |
| □ | オープンスペースや駐車場など、上記以外の敷地内の緑化に努めている。 |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **◆** | | **敷地内では、透水性が保たれるよう、舗装を最小限にとどめ、オープンスペースは、緑化に努める。** | □ | 舗装を最小限にとどめたり、透水性舗装を採用したりするなど、透水性の確保に努めている。 |  |
| □ | 敷地やオープンスペースの緑化に努めている。 |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他の敷地及び外構など | **◆** | | **室外機や高架水槽などの建築設備は、道路などの公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。** | □ | 室外機や高架水槽などの建築設備を設ける場合は、通りから見えにくい場所に設置している。 |  |
| □ | 室外機や高架水槽などの建築設備が見える場合は、次のいずれかのとおり配慮している。  ・植栽で囲む。  ・建物と調和した色彩や素材の囲いを設ける。  ・建物と調和した形態、色彩としている。 |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  | |  |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |  |
| 項目 | 景観形成基準 | | | **申請者記入欄** | | 適  ・  不適 |
| チェック内容  （それぞれについて該当する場合は左側の□に✓をつけてください。） | |
| その他  の敷地及び外構など | **◆** | | **配管やダクトなどは、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一色とするなど目立たないようにする。** | □ | 配管やダクトなどは、道路等の公共の場所から見えないように設置するか、次のいずれかのとおり修景を行っている。  　・植栽やルーバーで覆う。  ・建物の一部に取り込む。 |  |
| □ | 配管やダクトなどを道路等の公共の場所から見えるところに設置する場合は目立たないよう、壁面と同一若しくは同色系統の色彩としている。 |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **◆** | **駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮蔽や周囲の緑化などに努める。** | | □ | 駐車場、駐輪場、ごみ集積場などは通りから目立たないところに配置している。 |  |
| □ | 駐車場、駐輪場、ごみ集積場などが通りから見える場合は、次のいずれかのとおり配慮している。  ・建築物本体と同様の形態・意匠として連続性のあるデザインとする。  ・建築物と同様の素材や植栽で公共の場から見える部分の５分の１以上を  　　覆っている。 |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **◆** | | **道路など公共の場に接する場所に塀や柵などを設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のものなどを用いる。** | □ | 閉鎖的な塀・擁壁を避け、次のいずれかのとおり配慮している。 |  |
|  | ・植栽を行っている。 |
|  | ・ルーバーなど透視性のあるものを用いている。 |
|  | ・木、石などの自然素材や擬木などを用いている。 |
| □ | その他の配慮事項  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※ **敷地内に駐車場を設置する場合の配慮事項**

敷地内に駐車場を設置する場合は、以下の内容についても御配慮ください。

|  |  |
| --- | --- |
| **駐車場の緑化基準** | **◆出入口を除く接道部分は、植樹帯を設置すること。**  **◆植栽を行うなど、上記以外にも緑化に努めること。** |

※ 植栽により駐車場を囲む時は、犯罪防止や安心安全な空間となるように、ある程度の透視性を確保する必要があります。